

議案第 75 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

記

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約(昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(根室)の項中「中標津町外 2 町葬斎組合」を「中標津町外 2 町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。